

國學院大學學術情報リポジトリ

宮地直一旧蔵『諏訪神道書（諏訪大明神深秘御本事大事）』写の自筆注記について 解題と翻刻

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-11-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 大東, 敬明 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002001198

宮地直一旧蔵『諏訪神道書（諏訪大明神深秘御本事大事）』写の 自筆注記について 解題と翻刻

大 東 敬 明

一、本稿の趣旨

國學院大學 研究開発推進機構 学術資料センター（神道資料館部門）では、宮地家より寄贈された、宮地直一旧蔵資料の整理・調査・研究を進めている。現在は、その一環として、宮地の研究と旧蔵資料（和装本、ノートなど）との関係について調査等を行っている^①。

神道史学者の宮地直一（一八八六―一九四九）は、神社を中心とした神道史の基礎を築いた一人であり、いくつかの神社史の編纂を行った。その代表が諏訪大社・諏訪に関わる『諏訪史』第二卷（前編・後編^②）（『諏訪神社の研究』上・下）である。國學院大學が所蔵する旧蔵資料（國學院大學図書館、國學院大學博物館所管）のうち、諏訪大社及び諏訪に関わる資料のなかには、『諏訪史』の研究資料となったもの、そのために収集されたものも数多く含まれると考える。

その一つに『諏訪神道書』写^③がある。これは「諏訪大明神深秘御本事大事」のことで、宮川村・守矢真幸氏蔵本の透写本に宮地直一が自筆で注を書き入れたものである。「諏訪大明神深秘御本事大事」は『諏訪史料叢書』卷三十に翻刻と写真（部分）、「信濃史料」第九卷に翻刻と訓読が掲載されている。^④

『諏訪神道書（諏訪大明神深秘御本事大事）』は諏訪流神道の伝書として知られ、後述するいくつかの研究がある。このうち、細田貴助は、諏訪に於ける即位法にふれる中で、それを詳細に記したのが『諏訪大明神深秘御本事大事（諏訪神道書）』であるとし、「実は、この文書は史料叢書（『諏訪史料叢書』のこと：引用者）には「守矢真幸氏蔵」として全文が掲載せられているのに、守矢史料館には存在していないのである^⑤」とする。管見の限り、現時点でも所在の報告はなされていない。

本稿は、宮地直一旧蔵『諏訪神道書』に施された宮地自筆の注記を紹介し、それが

- ① 宮地の見解を示し、また、『諏訪史』第二卷・後編に記された、同書についての記述を裏付けるものであること
 - ② 神道印信研究の視点から、同書を理解する上で有用であること
- を示すことを目的とする。

諏訪流神道は諏訪社（諏訪大社）上社周辺で形成された「ご当地神道」とも呼べる神道であり、本書には中世神道（とりわけ両部神道）及び諏訪流の印信・大事・口決（以下、印信類と表記する）、諏訪社をめぐる神仏習合的な言説を収める。通称の「諏訪大明神深秘御本事大事」の名は、本書に収められた印信の一通の名称である。これまでの研究では、『諏訪神道書』あるいは諏訪流は、本書の中に名がみえる守矢満実が関与してまとめられたものと考えられている。^⑥ 満実は、文安二年（一四四五）から、上社五官の主座の神長官をつとめており、同書は、十五世紀頃の諏訪社における、両部神道を始めとする中世神道説の受容の一端を示すものと評価できる。なお、神長官は、同社の祭祀を

司る大祝が職につくときに行う作法（即位作法・職位作法）を伝授するなどした。

同書について宮地直一は、

而して進んで他の諸流に倣つて一派の形体をなし、諏方流七百二十通の切紙を作上げたといふ。即ち伊勢・筑波・大師・三輪等諸流と相伍して、内実に相当する切紙の数々を有する点に於て、その存在に意義づけようとするのである。七百二十通の全部を具足したかは詳かではないが、今日に伝はる諏方大明神深秘御本事大事・五大明王之御事・諏方参詣七種秘灌頂・権現法楽秘法決灌頂和光法楽観念・三天合行大事（伝満実相伝）・授職灌頂儀式・極位大法（大祝職位ノ時神長ノ授クルモノ）・幣大事（満実相伝）・神楽之大事・神祇之大事等の類は、多分その一部で、是等の中には。従前単独に相伝せられたのも少くないと同時に、後に修正を加へ、又創作されたのをも交へて居るのであらう。守矢氏の秘蔵せらるゝ諏訪神道書一卷は、主として是等を継合はせたもので、室町末期の作にかゝり、既に末流に墮した教派的神道の特色を頗る鮮明にする。

と記し、「諏訪神道書」に注を付して

諏訪神道書は昭和十一年四月採訪の際発見、別に次第を立つることなく、伝授書の類を継合はせたもの、随つて一筆ではないが、室町期を下らない頃の書写たるは明かである。題名を欠くにより、便宜命名する。

とする。⁽⁸⁾宮地の注記には、別紙別筆となる継ぎ目、紙の継ぎ目が示され、「是等を継合はせたもので」とある点を裏付け、また、その詳細を理解することができる。さらに記述の根拠となった彼の見解、加筆部分なども確認することができる。このような同書の原本の状況は、神道印信の地域への伝播と受容を理解するために重要であると考ええる。

二、先行研究

『諏訪神道書』についての研究は、宮地直一『諏訪史』第二巻・後編、久保田収「中世の諏訪大社」⁹⁾、細田貴助『県宝守矢文書を読む―中世の史実と歴史がみえる―』¹⁰⁾、山本ひろ子「囚われの聖童たち―諏訪祭政体の大祝と神使をめぐる―」¹¹⁾「もう一人の天皇―諏訪祭政体の大祝をめぐる―」¹²⁾「中世の諏訪」¹³⁾と諏訪流神道をめぐって」¹⁴⁾がある。山本は「中世の諏訪」において、

内容の多くは、当時の中世神道説・神道伝授の範疇に入るものといつてよい。「諏訪流神道」と標榜できるほどではないが、諏訪固有の神道説と実践（相伝）が含まれているのは見逃せない。つまり中世神道説の切紙を、どのように諏訪上社の儀礼・作法に応用したか、逆に言うなら、諏訪独特の神事・信仰を、どのように中世神道風に解釈し、教理化・切紙化したのかということだ。とりわけ注目されるのは、（一）大祝職位法に関わるものと、（二）社参の大事（参拝に関わる作法）、（三）神長の専有だったミシヤゲジ降ろしに大別できようか。とし、本書研究の要点をまとめている。

宮地直一旧蔵の『諏訪神道書』写を用いた研究には、船田淳一の「死穢と成仏―真言系神道書に見る葬送儀礼―」がある。船田は、宮地直一旧蔵の『諏訪神道書』にふれ、

宮地氏は謄写の際に詳しく朱で注記を入れているが、それによればこの一書は実際には複数の印信・切紙の類を貼り継いだものである。個々の印信などはみな別紙・別筆で、謄写本にはその継ぎ目が表示されているので、口決の首尾が明確であり、『諏訪史料叢書』の翻刻の不備を補うことができ、読解の一助ともなる。

と、その有用性や『諏訪史料叢書』の翻刻には問題があることを指摘している。¹⁵⁾筆者も「資料紹介 宮地直一コレク

ション¹⁴」において、簡単に解説をした。また、伊藤聡もシンポジウム「諏訪の神と仏教」（令和四年十月十六日、諏訪市文化センターホール）における発表「中世神道・中世日本紀における諏訪明神」に於いて『諏訪神道書』に言及している。

これまでの研究は、諏訪に焦点を絞ったものが多かったが、一方で、『諏訪神道書』全体の構造の分析や、船田が行ったような他地域で形成された中世神道説・切紙との比較も重要であろう。

三、『諏訪神道書』の構成

『諏訪史料叢書』の翻刻は、追い込みで収録されている。梵字も「梵」とされ、印信類ごとや、複数の印信類を記した切紙の区切りもわかりづらい。例えば、翻刻では、「五大明王之御事」と「諏方参詣七種秘灌頂」との間に、「流鏑馬之事自当社始^{高丸御退治時}／一番貪二番噀三番（此処落丁カ未詳）」とある¹⁵。宮地の注記に依れば、これは加筆箇所であり、「諏方参詣七種秘灌頂」（5才）以降は別紙・別筆で、ここで切紙を貼り継いでいる。

このように、『諏訪神道書』は、A～Nの十四通の切紙を貼り継いでおり、同じ印信類が重複して収められているのも、このことと関連するだろう。そして、この貼り継ぎの状況などを理解することは、同書を読解する一助となると考える。

それぞれに記された印信・口決の私案は、次の通りである。

A

五衰三熱之大事、神ヲ神ト習…、諏訪大明神深秘御本事大事、五大明王之御文、（流鏑馬之事自当社始、後欠）

B

諏方參詣七種秘灌頂、權現法樂秘法決汀頂

C

和光法樂觀念

D

沐浴偈秘經文、理趣分之肝文大事、印觀念、八幡之御歌

E
1

神道、真言、行水文ほか、行護身法^ヲ、御玉会護符

E
2

御即位法位（三天合行法）

F

爾時說陀羅尼曰…、授職灌頂儀式

G

極位大法（職位法門）、諸祈祷、幣大事

H
1

向鳥居印名如常參七度次第、神樂之大事、神祇之大事、

H
2

右、前宮…

I

天戸祓、我從無始來…、米錢手執三度打散…（含、清淨偈）、鳥居ハ丸字文ナリ、

J

慈者…、四度之御狩ト申事、御左口神望串^丸字祓ヲ卷テ…、御精進家者胎藏界形也…

K

御左口神ノタケ七寸五分、御左口神付申時ノ作法、御左口神上申時ノ作法

L

上梵上正…

M

当社大祝殿代々位着給作法（鳥居大事、諸神勸請之咒印、御即位法位大事、授職灌頂、職位法門有口伝、触穢之大事〔諏方参詣七種秘印、権現法楽秘決灌頂口決、和光法楽観念〕）

N

御玉会ト申スハ（観十二因縁）、当社之大事、諸社口決

これらの印信は、両部神道に於いて授受される印信類、それを改変したもの、諏訪に於いて形成された諏訪社をめぐる大事・口決類をあわせて収録している。特にMは、「当社大祝殿代々位着給作法」として、さまざまな印信類を整理し、神長官である守矢氏が、大祝に授ける即位作法として、まとめたものようにも見える。この点でMは、諏訪流の中核と位置づけられるだろう。

四、中世神道・両部神道の印信類との共通点

ここでは、『諏訪神道書』に収められた印信類と共通点を有する神道印信及び言説について述べる。

『諏訪神道書』に収められた印信類は、E1の「神道」(11ウ)に諏訪流、伊勢流、筑波流、関白流、大師御流(三輪流あり)とみえることから、山本が指摘するように、守矢満実あるいは、諏訪の人々が、これらの神道の伝授を受け、吸収しながら形成されたものと見ることもできる。この点は、ここに挙げられている神道諸流で伝授される印信類、その流派との関係を詳しく検討する必要があるだろう。

・「諏訪参詣七種秘灌頂」「権現法楽秘法決訂頂」「和光法楽観念」

船田は、BC及びMに収められた「諏訪参詣七種秘灌頂」「権現法楽秘法決訂頂」「和光法楽観念」に注目し、「諏訪参詣七種秘灌頂」「権現法楽秘法決訂頂」は、「神祇参詣七種秘印」「権現法楽秘決灌頂 三宝院口決」として宮地直一旧蔵『諸大事』¹⁷及び随心院所蔵『御流神道目録』上巻に収められているものと共通すること。「和光法楽観念」が収められる真福寺所蔵『日本記三輪流』や神宮文庫所蔵『神道切紙』には、「権現法楽秘決灌頂」が「十八日権現法楽口決 榮西述」として収められ、本文が異なることを指摘した。この区分では、『諏訪神道書』は特異な存在となる。同書の「権現法楽秘法決訂頂」と「和光法楽観念」とは切紙が異なっていることが(別紙・別筆)、このことと関わるかもしれない。

・即位法

山本ひろ子が先に挙げた諸論文(「囚われの聖童たち」「もう一人の天皇」「中世の諏訪」)で分析したように、『諏訪神道書』のE2、F、G及びMには即位法が収められる。本作法は神長官が大祝に授けたものとして、研究が

進められてきた。また、宮地直一は、神長官の守矢氏が大祝に相伝する秘法について、

即位式に関白より伝奉る灌頂秘事の換骨奪胎でなくて何であらう。思ふに固有の神衣着体の如き簡古な式に満足しなくなつた結果、朝儀に模擬して四方拝礼の如き年中行事と、ともに、灌頂以下密教系神道の産物をも摂取して、その内容を複雑にし、之によつて式の莊嚴を加ふると、もに、優越性の増進を図らうとして、遂に上述の如き奇態を生ましめたものながら、臣子の分限として僭上の沙汰たるは論を俟たぬ。¹⁸⁾

とし、即位法が取り入れられた理由を簡潔にまとめている。

これらは、僧侶の間で相伝された即位法の印信類と共通点を見出すことができる。¹⁹⁾ E2の「御即位法三天合行法也」²⁰⁾は大黒天・弁財天・茶枳尼天と関連させたもので、西田長男旧蔵『諸大事』に収められた「御即位三天合行法也」と共通する部分がある。Mに収められる「御即位法位大事」(34才)も同様である。『諸大事』は真福寺第四世・政祝(一三六六―一四三九以降)が集めた、印信・大事・口決類をまとめたものであると考えている。

次にGの「職位法門(極位大法)」(17ウ)やMの「職位法門有口伝」(35ウ)は、伊藤正義や阿部泰郎が論じた天台方即位法と関わる。²¹⁾この即位法は、周の穆王は天を翔る八疋の馬にのつて釈迦が説法をしている靈山浄土へ行き、漢語で「法華経」の偈を授かつたとするものである。これは『天照大神口決』などにもみえる。

18才の図に「観音」とあるのは、本書で「肝心」の十字とする「慈眼視衆生、福聚海無量」が「法華経」普門品(観音経)の偈であるからである。「衡山南岳」と「聖徳太子」は、太子は衡山において達磨と対面した慧思の生まれ変わりであり、また、前世で衡山に残した経を魂を飛ばして取りに行つたとする説話(衡山取経説話)に基づくだろう。²²⁾この即位法と聖徳太子との結びつきは、松田宣史が「慈童説話の成立―恵心流俊範の口伝―」において、叡山文庫生源寺蔵『鑛中金』の慈童説話を紹介し、指摘している。

・「幣大事」

Gの「幣大事」(18ウ)は仁和寺所蔵「幣大事」と共通点を持つ。この印信は「神道諸大事」(御八九―二四)に含まれ、永正十年(一五一三)九月二十二日に行慶より行興に授けられたものである⁽²⁴⁾。同日にはともに「日本秘事 阿古根浦口伝」「鳥居大事」「社参大事」等も授けられている。これらは「神道諸大事 行慶法印自筆敷」と記された包紙に包まれ、一通一紙に記される⁽²⁵⁾。『諏訪神道書』に収められた「幣大事」には「神長満実相伝」(20オ)とあり、先述の「職位法門」などともに、満実が相承し、伝授したのであろう。

「極位大法」(17ウ)の「大祝殿位付給時…不可授之」の二行(18ウ)は、別筆であると宮地は判断している。このことから、Gは本来、諏訪流あるいは諏訪社と結びついていなかった切紙・印信であるともいえる。また、「神長満実相伝」(20オ)の後に残画があり、宮地はこれも別筆と判断している。この部分には「カコウ」のふりがなが残ることから、この後には、H2の「右、前宮祢宜…」(22ウ・23・オ)よりはじまる一文と同文が記されていた可能性を考える。このように、諏訪流神道の一部の切紙は、中世神道の切紙に加筆したり、諏訪に関する一文を貼り継いだりして作られたと言える。

・「神楽之大事」「神祇大事」

さて、H1の「向鳥居印名如常参七度次第」「神楽之大事」「神祇大事」であるが、社参作法を記した切紙であろう。このうち、「神楽之大事」は、真福寺大須文庫所蔵の「諸神参詣」(寛正三年(一四六二)、六五甲二四号ク)、「御神楽大事」(文明二年(一四七〇)、六五甲合二四号ハ)、「御神楽大事」(永正六年(一五〇九)、六五甲合二三号カ)ほかと共通点を有し、先述の仁和寺所蔵の神道印信群のうち、「御神楽大事 第三初」の後半とも共通する⁽²⁷⁾。これらのことから、本印信は、十五世紀後半には形成されていたことがわかる。近世以降、広く流布する「八十通印信」の中に

も含まれる。⁽²⁸⁾

「神樂之大事」の次に収められる「神祇之大事」（22オ）については一致する印信を示す用意が無い。しかし、鎌倉時代中期には成立していたとされる「諸社灌頂」と呼ばれる印信と関連するだろう。また、これらは伊勢灌頂とも関連する。伊勢灌頂・諸社灌頂・諸社大事については伊藤藤聡の「伊勢灌頂の世界―変容する神観念」に詳しい。伊藤の論文に依拠すると、伊勢灌頂の伝本には、「伊勢御神祓事」が付されるものと、そうでないものがあり、後者は「諸社大事」「諸社灌頂」と題されるものが多いとされる。⁽²⁹⁾ また、高橋悠介は、『諸社口決』二・四にみえる伊勢神宮の神を衆生の心中の八葉蓮花に座す金色の蛇とする記事と関わるのが「伊勢灌頂」であり、『諸社口決』一・四にみえる社参作法と口伝を中心に展開したのが「諸社大事」とみることできる⁽³⁰⁾とする。

「諸社大事」「諸社灌頂」の作法は、①鳥居前にて閉塔印を結び「阿」明を誦す。②神殿前にて外五古印を結び「鍔」明を誦す。③神体を観想して八葉印を結び「吽」明を誦す。④「南無本覚法身本有如来自性心壇内護摩道場」と三反唱える。⑤「ちはやぶる我が心よりするわざをおいづれの神かよそに見るべき」と詠ずる、の五つから成る。⁽³¹⁾ 同種のものには、『日本紀三輪流』所収「鳥居大事」（天文十七年（一五四八）卯月二十九日、伝受玄仙畢⁽³²⁾）や『諸大事』所収「諸社大事」⁽³³⁾がある。

Mの「当代大祝殿代々位着給作法」では、「神樂之大事」「神祇大事」は「一鳥居」→「三鳥居」（32ウ）を加えて再構成されている。この加えられた部分は、真福寺所蔵「鳥居大事」（年未詳、六五甲合二三号テ）と共通する。⁽³⁴⁾

・清浄偈

Iの「○アキラケキ」（26オ）→「清浄無皆永出」（27オ）までは「清浄偈」である。この「白衆等各念あきらけき人たらのををもらいたまへ此時清浄偈 諸法如影像 清浄无 仮穢 取説不可得 皆従因業生」は、不空訳

『金剛界礼懺文』の結びの偈が祓詞のようになったものである。⁽³⁵⁾この読みには、秘伝が有り、神宮祭主家の岩出流と粥見流で異なる。⁽³⁶⁾「清浄无仮穢」は岩出流では「きよくいさきよきものはかりにもけかるることなし」と読む。紙幅の都合上、全文を比較することは避けるが、粥見流では、岩出流で「かりにも」と読む部分を『諏訪神道書』と同じく「かりそめにも」と読む。また、この清浄偈は、鎌倉時代前中期には成立していた『中臣祓訓解』には「天津宮事」の注として、⁽³⁷⁾『天地靈覚秘書』には「天児屋根命祝詞《本来清浄咒／晨朝偈也》⁽³⁸⁾」として掲載される。

さらに、この偈は『氏経卿記録』『古代祝詞集』『守晨・御祓本』などにも「天都祝詞惣咒 亦名妙覚心地神咒」の一部として収められ、さらに、この偈に関わる秘説は、東泉院本『太祝詞』（富士山かぐや姫ミュージアム所蔵）等にも収められる。⁽⁴⁰⁾諏訪流神道は、この清浄偈を両部神道あるいは祓に関する伝書などから取り入れたのであろう。

・「当社之大事」「諸社口決」

Nの末尾に収められる「当社之大事」は、真福寺所蔵『諸社大事』（第五六合六六）⁽⁴¹⁾の前半と一致し、「諸社口決」は称名寺聖教「諸社口決寸人水」（『諸社口決』三、四一八函三二—二）⁽⁴²⁾と一致する。これらは、先に挙げた「諸社大事」とも関連する。また、「当社之」とあるが、この切紙の内容を諏訪社周辺に限定し、諏訪社独自のものとして分析することは難しいだろう。ただし、これは、本印信が諏訪流の中に取り込まれ、体系の中に位置づけられた意味を問うことを否定するものではない。

以上、『諏訪神道書』に収められた印信類と、共通する中世神道・両部神道の印信類を挙げた。これらは、十五世紀頃あるいは室町時代には、本書に収められた神道印信が諏訪に伝播していたことを示すものである。また、少なくとも神長官はこれを相承し、伝授していたのだろう。これらを諏訪の地に運んだのは、僧侶であったと考える。

そして、この即位法と諏訪社に関わる口伝、諏訪社に合うよう改変した印信類を中心にして、諏訪流神道（諏訪神道書）は成立したのであろう。

おわりに

宮地直一は、『諏訪史』において、『諏訪神道書』が印信を記した切紙の貼り継ぎで構成されていることを指摘していたが、これまで、その詳細は把握できていなかった。しかし、宮地直一自筆の注記によってこの状況が想定でき、また、それは彼の記述を裏付けるものであった。宮地自身が『諏訪史』を執筆した時期については、今後、検討を進める必要があるが、少なくとも本書は、それを調査した宮地の見解を知ることができるものと考ええる。

『諏訪神道書』を宮地直一の注記に従って分析すると、旧来指摘されていたことではあるが、諏訪社をめぐる言説・印信、中世神道・両部神道の印信類、それを諏訪社に合うように改変したものなどが見出された。これまでの『諏訪神道書』研究では、諏訪に焦点を絞ったものが多かった。しかし、近年、熱田社（熱田神宮 愛知県）、津島社（津島神社 愛知県）、日御碕社（日御碕神社 島根県）で展開した神道についての研究が進められている。¹³ 諏訪流神道についても、中世神道・両部神道が各地の神社でどのように展開したのかという視点で考えていくことも重要であろう。そのためには、加筆と貼り継ぎの状態を含め、『諏訪神道書』の構造を把握し、もとの切紙の状態を考えることが重要である。

本稿が『諏訪神道書（諏訪大明神深秘御本事大事）』研究を含めた諏訪神道研究や中世神道研究の一助となれば幸いである。

註

- (1) この調査・研究の成果の一端として、國學院大學博物館において特集展示「宮地直一と熊野信仰研究」（会期：令和四年十月十八日～十二月四日）、同「宮地直一と天神信仰」（会期：令和五年一月二十八日～三月二十六日）を開催した。
- (2) 『諏訪史』第二卷・前編（信濃教育会諏訪部会、一九三一年）、同後編（信濃教育会諏訪部会、一九三八年）。なお、同書はのちに『穂高神社史・諏訪神社の研究（上）』（宮地直一論集一、蒼洋社、一九八五年）、『諏訪神社の研究（下）』（宮地直一論集二、蒼洋社、一九八五年）として刊行された。
- (3) 『諏訪大明神祭礼記・諏訪神道書』國學院大學圖書館宮地直一旧蔵資料、一一三六番。
- (4) 諏訪教育会編『復刻 諏訪史料叢書』第五卷（中央企画、一九八四年）および『信濃史料』第九卷（信濃史料刊行会編集・発行、一九五七年、三八六～四二三頁）を参照した。
- (5) 細田貴助『県宝守矢文書を読む―中世の史実と歴史がみえる―』（ほおずき書籍、二〇〇三年）二五六頁。
- (6) 久保田収「中世の諏訪大社」（『神道史の研究 遺芳編』皇學館大学出版部、二〇〇六年所収）ほか。先行研究については、後述する。
- (7) 諏訪市史編纂委員会編『諏訪市史』上巻第七章第五節「上社と仏教」（宮坂光昭執筆）（諏訪市、一九九五年）七三八頁。なお、中世の諏訪社については、同稿を参照した。
- (8) 宮地直一『諏訪史』第二卷 後編（前掲）九〇・九一頁。
- (9) 久保田収「中世の諏訪大社」（『神道史の研究 遺芳編』（前掲）。

- (10) 細田貴助『県宝守矢文書を読む―中世の史実と歴史がみえる―』（前掲）。
- (11) 山本ひろ子「囚われの聖童たち―諏訪祭政体の大祝と神使をめぐって―」（赤坂憲雄ほか編『排除の時空を超えていくつもの日本へ』岩波書店、二〇〇三年）、「もう一人の天皇―諏訪祭体の大祝をめぐって―」（『日本思想史講座2―中世』ぺりかん社、二〇一二年）、「中世の諏訪「南宮」と諏訪流神道をめぐって」（『現代思想』二〇一七年二月臨時増刊号（四五巻二号）、二〇一七年）。
- (12) 山本ひろ子「中世の諏訪「南宮」と諏訪流神道をめぐって」（前掲）一三八頁。
- (13) 船田淳一「死穢と成仏―真言系神道書に見る葬送儀礼―」（『神仏と儀礼の中世』法藏館、二〇一一年）四二四・四二五頁。
- (14) 拙稿「資料紹介宮地直一コレクション」『國學院大學研究開発推進機構ニュース』一〇（二〇一二年）。
- (15) 『諏訪史料叢書』五（前掲）四一八頁。
- (16) 山本ひろ子「中世の諏訪―「南宮」と諏訪流神道をめぐって―」（前掲）一三八頁。
- (17) その後、宮地本の原本である西田長男旧蔵本が見出された。同書は阿部泰郎・大東敬明編『真福寺善本叢刊（第三期）第四卷 神道篇 中世神道資料集』（臨川書店、二〇二〇年）に翻刻を収めた。同書については後述する。
- (18) 宮地直一『諏訪史』第二卷・後編（前掲）一二二頁。
- (19) 即位法とのかかわりについては、船田淳一も前掲論文四一二・四一三頁で言及している
- (20) 阿部泰郎・大東敬明編『真福寺善本叢刊 中世神道資料集』（前掲）二三〇頁。
- (21) 伊藤正義「慈童説話考」（片桐洋一ほか監修『伊藤正義 中世文華論集 第四卷 文学史と思想史の間』和泉書院、二〇二二年〈初出、一九八〇年〉）。阿部泰郎「慈童の誕生―天台即位法の成立をめぐって―」（『中世日本の

王権神話』名古屋大学出版会、二〇二〇年〈初出、一九八四年〉。また、阿部泰郎「解説」『伊藤正義 中世文華論集 第四卷 文学史と思想史の間』も参照した。

- (22) 同説話については、阿部泰郎・吉原浩人編『南岳衡山と聖徳太子信仰』（勉誠出版、二〇一八年）を参照した。諏訪信仰と太子伝との関わりについて扱った論文に、間枝遼太郎「諏訪明神縁起における聖徳太子伝の受容と展開―『諏方大明神講式』を中心に―」（『國學院雑誌』一二二・五、二〇二二年）、同「諏訪信仰における聖徳太子伝の影響―物部守屋に注目して―」（『伝承文学研究』七〇、二〇二二年）がある。

- (23) 松田宣史「慈童説話の成立―恵心流俊範の口伝―」（『天台宗恵檀両流の僧と唱導』三弥井書店、二〇一五年〈初出、二〇一一年〉）。

- (24) 阿部泰郎編、伊藤聡・原克昭・松尾恒一翻刻・解題『名古屋大学比較人文学研究年報第二集 仁和寺資料【神道篇】神道灌頂印信』（名古屋大学比較人文学研究室、二〇〇〇年）七五・七六頁。

- (25) 伊藤聡「神道印信」『名古屋大学比較人文学研究年報 仁和寺資料【神道篇】神道灌頂印信』（前掲）一二七頁。

- (26) 伊藤聡編『真福寺善本叢刊（第三期）神道篇 第三卷 御流神道』（臨川書店、二〇二二年）二六七・二六八頁。

- (27) 『名古屋大学比較人文学研究年報 神道灌頂印信』（前掲）八四頁。

- (28) 真福寺大須文庫所蔵「御神樂大事」（天文十一年（一五四二）、六五甲合二四号カ）など（伊藤聡編『真福寺善本叢刊 御流神道』（前掲）二一八頁）。

- (29) 伊藤聡「伊勢灌頂の世界―変容する神観念」（『中世天照大神信仰の研究』法藏館、二〇一一年）三七三頁。

- (30) 高橋悠介「『諸社口決』と密教的社参作法の展開」（松岡心平編『中世に架ける橋』森話社、二〇二〇年）一三九頁。

- (31) 伊藤聡「伊勢灌頂の世界」（『中世天照大神信仰の研究』（前掲））三七三頁。

- (32) 国文学研究資料館編『真福寺善本叢刊第七卷 神祇部二 中世日本紀集』（臨川書店、一九九九年）四七四頁。
- (33) 『真福寺善本叢刊 中世神道資料集』（前掲）二〇七・二〇八頁。
- (34) 『真福寺善本叢刊 中世神道資料集』（前掲）二七九頁。
- (35) 伊藤聡「神祇信仰の場と「文」―中臣祓の変容」（『神道の中世―伊勢神宮・吉田神道・中世日本紀』中央公論新社、二〇二〇年）。
- (36) 藤波家文書研究会『大中臣祭主藤波家の歴史』第三編「中世の大中臣祭主家」（岡田莊司執筆）（続群書類従完成会、一九九三年）。清浄偈の読みは荒木田守晨写『守晨・御祓本』（岡田莊司校注『神道大系 古典註釈編八 中臣祓註釈』神道大系編纂会、一九八五年、九九頁）に依拠した。
- (37) 岡田莊司校注『神道大系 中臣祓註釈』（前掲）九頁。
- (38) 国文学研究資料館編『真福寺善本叢刊第六卷 神祇部一 両部神道集』（臨川書店、一九九九年）三九二頁。
- (39) いずれも、『神道大系 古典註釈編八 中臣祓註釈』（前掲）所収。
- (40) 伊藤聡「東泉院本『太祝詞』について―影印・翻刻と解題」（井上卓哉編『六所家総合調査だより特別号② 東泉院の神道資料』富士山かぐや姫ミュージアム、二〇一八年）。
- (41) 伊藤聡「伊勢灌頂の世界」（前掲）三九一・三九二頁。
- (42) 高橋悠介「【資料紹介】金沢文庫の中世神道資料『諸社口決』一結―翻刻―」（『金沢文庫研究』三三五、二〇一五年）。
- (43) 阿部美香「【解題】熱田宮神道灌頂大事等八通 熱田宮神道灌頂の輪郭」、阿部泰郎「中世熱田宮の神道伝授宗教テキストの諸位相―『鈴大事』との比較から」（ともに「【資料】菟足神社所蔵 富士山・熱田信仰史資料調査

報告」(『学苑』九四九、二〇一九年)、拙稿「素戔嗚流(出雲流)神道の形成と神祇書の相承―近世における中世神道の展開―」(『日本書紀と出雲観(島根県古代文化センター研究論集二六)』、二〇二一年)など。

※本稿は、学術資料センター(神道資料館部門)で進める事業の成果であり、また、JSPS 科研費(課題番号21H00478)基盤研究(B)「両部神道の伝播と継承に関する総合的研究」(代表 伊藤聡)における研究成果を用いている。

翻刻

【凡例】

・底本には宮地直一旧蔵『諏訪大明神祭礼記 諏訪神道書』を用いた、同資料は原本を透き写ししたものと考えられる。

・原則として通用の字体を用いた。

・行移りは、原則として原本に従った。ただし、版面の都合上、一行に収まらない場合には「||」を付して次行に記し、一行に収めた場合には「|」で示した。

・読みやすさのために翻刻者の判断で句読点を付した。

・梵字は、原本の写真をはめ込んだ。

・句切れ等を示す符点は「□」で示した。

・丁移りは、「(1オ)」のように示した。丁は、「諏訪神道書」の冒頭を1オと数えた。原本ではこの前に、「諏訪大明神祭礼記」が合綴されている。

・底本に示された紙継ぎは、——で示した。

・宮地直一の注記（朱注）は『』で示し、本文の朱書は「」で示した。なお、宮地直一の注記は、頭注、

傍注などさまざまであったが、煩瑣になるため、その多くは注として付した。

・宮地直一の注記に従えば、原本はいくつかの切紙を貼り継いだものであり、同注記に従い、それぞれにA～Nまでのアルファベットを付した。

・宮地直一が、追筆・加筆と判断した箇所は□で囲って示した。

・翻刻にあたっては、左記の翻刻・論文を参照した。

翻刻

・諏訪教育会編『復刻 諏訪史料叢書』五（中央企画、一九八四年）

・『信濃史料』九（信濃史料刊行会編集・刊行、一九五七年）

論文

・山本ひろ子「囚われの聖童たち―諏訪祭政体の大祝と神使をめぐって―」（『排除の時空を超えて―いくつもの日本五』岩波書店、二〇〇三年）

・伊藤聡「伊勢灌頂の世界―変容する神観念」（『中世

天照大神信仰の研究』法藏館、二〇一一年

・船田淳一「死穢と成仏—真言系神道書に見る葬送儀礼」(『神仏と儀礼の中世』法藏館、二〇一一年)

・高橋悠介「【資料紹介】金沢文庫の中世神道資料『諸社口決』一結—翻刻—」(『金沢文庫研究』三三五、二〇一五年)

【翻刻】

諏訪神道書

「(1オ)

『本書一巻、守矢氏蔵

原書題名を欠く今仮ニ之を命して諏訪神道書

といふ、 昭和十二年二月二十六日記之

長さ五十尺三分、幅五寸一分

紙質一完せず、書体亦一ならず、恐らくは室町時代末期の筆写にして

その頃綴合はせしものならん、今冊子本として之を謄写す、」(1ウ)

A

① 指名小指ヨリハシムヘシ、

地 水 火 風 空 ②

小 中 大 ③

五衰三熱□大事

夫五衰^ト申事^ハ、一切衆生迷^ヲ以^テ

神道^{ヨリ} 仏法^ニ入^ヲ以^テ、是^ヲ為^タ挑五衰^{ニカヘケン}

苦^{トハ}申也^ス。

自好^{カコノミノ} 前^{ヨリ} 引入者^{ヒキイル、ヲハ} 邪云也^ト。如^{ナルヲハ}「教」(2オ)

正云也^ト。三熱云^{ハトシシチ}貪瞋痴^ト、此^ノ三云也^ヲ。

又云^ク、心内^{ムネノ} 本覚^ニ有^ノ都^{ミヤコ}、衆生

三毒^{ニマヨヘルトキハ}迷^ミ時^ト法性之都破也^{ヤフル}。以^テ

是^レ三毒^ヲ苦^{トナラウ}習也^ヲ。

一、神^ヲ神^ヲ習^{ヲサメテ}納^{シンニシテ}、心深^{ヲモサス} 一念^ノ不^レ残^{コサ}

信心^{ヲル}取^ハ時^ハ、法性^ハ都^ノ云^ト百千^テ」(2ウ)

杜^杜檀^檀奉^奉建立^ニ示^シ給也^シ。

(1) 『卷軸ナシ』

(2) 『コノ辺紙面ヨクスレル』

(3) 『以上三行追筆カ』

諏方大明神深秘御本事大事

天照大神アマノミコ天岩戸チカラワミコト太刀雄尊タチオノミコ者ハ当社マツ推開ヲシ給マツ化道方便也。爰コ、ニ有アリ至極ノナク習ナク一非開ハナレニ御戸ミド。天照大神之内証、当社同体ニシテ」(3才)以テ三正法ニ一ヲ積尊ツクミ顯ハレ、開岩戸給ヒラキテハト④ 習。当社ハ法花寺ハナナ持尊是也。一阿母アハハ、釈父シヤクハチ。口決、神本体者トハ大日、当社ハ金剛界コウカウ、名ナ二太刀雄タチオノミコ。釈迦ノ此分身也。当社ニハ代々ヨリ自神長外ハサル不レ知レ之一也。毎夜奏云事、」(3ウ)日本記相伝不レ知ニ是、

経文云、

每コトニミツカラシ自作コノネン是念ニ、以テ何ニ令ニ衆生ヲ得ズ入ニ、無上道ニ、速スミヤカニ成ス就ス仏身ヲ、

五大明王之御文」(4才)

東方 降三世

(4) 『継目、以下同ジ』

南方 軍荼利

西方 大威徳

北方 金剛夜叉

五大明王取申時、上宮ニトリストキハ降三世取申ヲ。」(4ウ)速開ハヤヒラケレト姫申スハナンタリツ難陀龍王ノイモツト妹、諏方下宮ノ不動、是中央ハ分。又迦羅龍王下宮ミヤ、⑤ 流鏑馬之事、自当社始高丸御退治時一番食 二番嘖 三番⑥

B

諏方参詣七種秘灌頂

⑦ 大祝殿奉授候。曆応三年閏九月十日。⑧

(5) 『以上最初ヨリ連続ノ／記文ト見ユ、／以上二枚、天地ニ

横ニ筋／界線ヲ引ク』

(6) 『コノ二行前／後ニ比シ筆／蹟ヲ異ニス』

(7) 『以下別紙別筆』

(8) 『括弧内補筆ナリ』

或葬送灌頂

〔帰陣時頼繼〕

〔一〕觸穢之大事トモ云。是能々知人者不淨

〔二〕ツウダシアル
ベカラズ
〔三〕(5才)

先智奉印 次五貼印 次无所不至

次宝珠印 次施無畏 次八葉印

次重智奉印 言、光明真言

權現法樂秘法決汀頂

口決、々々權現者明神。イ字。

惠也。衆生イ字。定惠不二性

德、仏与修德、仏一体。本、台金両(5ウ)

部合行、衆生与神明一如平等

故、死人葬送。垂迹明神、御前

詣。無失。和光同塵不生不滅、イ

字体。故、死人葬送。即明神奉

莊嚴也。和光同塵、衆生、化度給

事、一切衆生定惠、不二也。明神

イ、二真言合、令垂迹明神給也。依(6才)

死人葬送、垂迹明神、本不生信給

也。国土為化度縁、イ、二字、戒、

死人葬送成、イ、葬送。爾、

死人葬送、垂迹御前詣時、

法界塔婆、印結。死人与明神一

体成自受法樂也。故、死人惠也。

イ字不生也。又明神、イ字也。共(6ウ)

理也。彼行者、智也。本来理智不

二、燒天神也。埋地神也。垂迹、

イ字也。依一体自受法樂也。哀

哉、是不知、自心、構他受、受苦。是悟

者頓、上菩提心、台住云々、可秘

々々可慎也。切紙

(9) 『以上三枚繼紙／諏方參詣七種秘灌頂／或葬送灌頂ノ／全文ナリ』

⑩ 和光法楽観念」(7才)

和光同塵^{ハカドウジン} 八相成道^{ハサウセイダウ} 為^メ照^ニ暗^{サン}

迷^{メイ}、衆生^{シュウジヤウ} 応^ニ同給^{ドウキツ}曰^{イハス}、一切垢穢^{イツケツタイ}

不^フ浄^{ジヤウ} 簡給^{カンキツ}也。雖^レ然^{リト} 此^{コノ}法甚奥^{ホウシンアウ}

知^{テハ} 何^{ナニ}不^フ浄^{ジヤウ} 為^メ穢^{ケレト}、我^{イマシ}乃^ハ至^ニ女犯^{メカミ}当時^{トキ}

詣^ニ不^レ苦^{カラ}。其^{コノ}故^{ユヘ}於^ニ權現^{ケンゲン}、必^ス三熱^{サンネツ}

苦^ニ座^サ、彼^{コノ}苦^{カラ}之^ヲ唱^{ナゲテ}、彼^{コノ}智火^{チカ}以^テ」(7ウ)

燒^{ヤリ}觀念^{カンネン}。次^{ツギ}之^ノ字^ジ智水^{チスイ}唱^{ナゲテ} 彼^{コノ}

垢穢^{ケツタイ}不^フ浄^{ジヤウ} 欲^{ホシ}洗^ス。三^ニ重^{ジュウ} 永^ニ字^ジ

唱^{ナゲテ} 一切不^フ浄^{ジヤウ}者^{モノ}一^ニ浴^{ヨク} 清^ニ浄^{ジヤウ}、欲^{ホシ}二^ニ分^フ

段^{ダン}塵^{チン} 弘^ニ万^{マン}觀念^{カンネン}。次^{ツギ}、五^ニ大^{ダイ}六^{ロク}大^{ダイ}

有^{アリ}樣^{ヤウ}現^{ゲン} 五^ニ智^チ種子^{シユシ} 可^シ思^シ。永^ニ。

問^{トク}曰^{イハス}、何^{ナニ}云^フ義^ギ 耶^{ナリ}。」(8才)

答^{コタヘ}、此^{コノ}我^ガ等^ト 身^ミ中^{チュウ} 八^ニ葉^{エフ}肉^{ニク}段^{ダン}御^ミ

座^サ。性^{セイ}德^{トク}、応^ニ身^ミ、八^ニ相^{サウ}成^{セイ}道^{ダウ}、八^ニ相^{サウ}

尊^ト顯^{アハレ}、彼^{コノ}德^{トク} 二^ニ仏^{ブツ}契^{ケイ}當^{シテ}、一^ニ切^{セツ}衆^{シュウ}

生^{シヤウ}不^フ成^{セイ}仏^{ブツ} 由^{ヨリ}撰^{セン}顯^{ケン}、或^モ所^{ショ}意^イ所^ニ

顯^{ケン}、或^モ道^{ダウ}路^ロ神^{シン}云^フ。一^ニ切^{セツ}衆^{シュウ}生^{シヤウ}緣^{エン}結^{ケツ}

給^フ。一^ニ段^{ダン}緣^{エン}起^キ 令^{シテ}成^{セイ}道^{ダウ}義^ギ 礼^レ也^{ナリ}。」(8ウ)

此^{コノ}兩^{リウ}部^ブ大^{ダイ}日^{ニツ}、行^{ユク}者^{モノ} 心^{シン}中^{チュウ}入^ニ本^{ホン}有^{アル}

常^{ジョウ}住^{ジュ} 可^ハ二^ニ加^カ持^ジ一^ニ儀^ギ也^{ナリ}。故^{ユヘ}道^{ダウ}路^ロ神^{シン}

一^ニ切^{セツ}也^{ナリ}。道^{ダウ}辻^{ツジ}立^{タテ}給^{キツ}、彼^{コノ}風^{フウ}当^{トウ}草^{ソウ}

木^キ一^ニ切^{セツ}男^{ナン}女^メ見^ミ 誹^ヒ々^々者^{モノ}、緣^{エン}結^{ケツ}

皆^{ミナ}成^{セイ}仏^{ブツ}一^ニ道^{ダウ}旨^シ為^レ 斷^{タン} 如^ニ此^{コノ}成^{セイ}給^{キツ}

也^{ナリ}。如^ニ何^{ナニ}、宝^{ホウ}前^{ゼン} 男^{ナン}女^メ壞^{クワイ} 為^レ 深^{シン}旨^シ、」(9才)

知^チ二^ニ和^ワ光^{コウ}同^{ドウ}塵^{チン}利^リ生^{セイ}一^ニ当^{トウ}時^ジ 蒙^{モウ}也^{ナリ}。

此^{コノ}旨^シ不^フ信^{シン} 人^{ニン}全^{ケン} 不^レ可^レレ^レ伝^{デン}。穴^{クツ}賢^{ケン}云^フ。

右^{ミドリ}、任^ニ此^{コノ}書^{ショ} 不^レ可^レレ^レ墮^ダ 惡^ニ見^ミ。存^{シテ}二^ニ法^{ホフ}

意^イ一^ニ能^ネ々^々 可^シ二^ニ秘^ヒ見^ミ。右^{ミドリ}、此^{コノ}大^{ダイ}事^ジ不^フ

可^レ二^ニ他^タ見^ミ。若^シ他^タ見^ミ者^{モノ} 忽^{ハツ}蒙^{モウ}二^ニ当^{トウ}社^{シャ}、

罰^{バツ}一^ニ。永^{エイ}惡^{アク}道^{ダウ}墮^ダ 不^レ可^レレ^レ有^ユ二^ニ出^{シュツ}離^リ期^キ。」(9ウ)

最^{サイ}極^{コク}大^{ダイ}事^ジ也^{ナリ}。若^シ他^タ見^ミ者^{モノ} 永^{エイ}

可^レ墮^ニ無間^一也。云々。

D

癡 葬 定 恵

沐浴 偈、秘經文

沐浴身軀内外清浄」(10才)

六根罪障即時消滅

理趣分之肝文大事

現世怨敵 皆起慈心

印觀念

大劍印

金剛合掌

無所不止

應^レ無^レ所^一住 而生^レ其心

(11) 『以上二筆、和光法衆觀念ノ全文ナリ』

(12) 『以下別紙別筆／天地ニ墨界／線ヲヒク内部ノ総ノ筋目／

界線アリ』

(13) 『コノ一行別筆ト見ユ』

「イクサハノ月ハヨナ／カヨエトモヒカ
リモスレス水ニアトナシ」

モシモムテイロワ ミワレヲ モムテコエ／アモムムワレヲ
若以色見我 以音声求我

コノ ムクシヤタカラ スアタワミルコトラ
是人行邪道、不能見如来。

八幡之御哥

「イマヨリハテル日テル月ウミヤマ
ノナカレコ、ロノマ、ニコソアレ」

「(11才)」

E 1

(14)

〔○〕神道

一、諏方流、七百二十通切紙

一、伊勢流

一、筑波流

一、関白流

一、大師御流 三輪流有

已上

(14) 『以下別紙別筆／縦ノ筋界線アリ』

〔○〕真言〔（11ウ）〕

南天 六流

小野 両流 東寺

広沢 七流

北天

山門 已上四流〔分^{シテ}十二流^ス〕

一切有為^ノ法^ノ、如^{コトク}夢^{ユメ}幻^ノ泡^ノ影^ノ、
 如露亦如^{コトク}電^{マダ}、応作^{コトク}如是^ク觀^ミ。
コトクユフマダコトクイコトク
ヘンラスカノコトクミコトク
○15

〔○〕行水文〔（12オ）〕

〔○〕女人仏法藏諸仏出入処

女人非謗罪不得成^{反三}仏道

〔○〕ミアイスル神モ昔ハ一ニテ

カシマ立チスルムカシワスルナ^{反三}

〔○〕チワヤフル神ノイカキモコエ

ヌヘシ大宮人ノミマクホシサニ^{反三}

〔○〕春日野ヲケウナ、ヤキソ若

〔15〕『コノ二行追筆ト見ユ、／後ニ余白ニ記入セルモノ乎』

草ノツマモコモレリ我モコモレリ^{反三}〔（12ウ）〕

〔○〕君ヤコシ我ヤユキケンヲモホエス

夢ウツ、トハヨ人サタメヨ^{反三}

〔○〕一切業障海皆住妄想生。若

欲懺悔者、端坐^シ思^フ三実相^{反三}。

〔○〕露霜ト結ヘル咎ノクヤシサヲ

思^ヒトクコソ朝日ナリケリ^{反三}

〔○〕当願衆生 沐浴身体

五体安穩 六根清淨

惡業煩惱 見念無量〔（13オ）〕

惡業煩惱 見念無量

沐浴身体 当願衆生

心身無垢 内外清淨

〔○〕流^レ行^クシヤウ^シノ水^ヲムスヒアケ左ノ肩^ニアヒラウンケン

〔○〕ハサラタトハン字ノ水ヲムスヒアケ

我カ身ニクミテアヒラウンケン

〔○〕行^シ護身法^ヲ、行^シ神道^ノ呪印^ヲ、^{三反}

エホシヲ着^ル、立^テ烏帽子^ハ金剛界^ハ (13ウ)

大日、ヲリ烏帽子^ハ胎藏界大日

ナルカ故、可^ニ尊敬^ス上衣^ヲ着^テ。

〔○〕普天率土之大小^ノ諸神^ニ、殊^ニ

諏方両社十三所^〇、上中下二十

御左口神之王子部類眷属^〇、

九万八千五百七十二神^〇軍神、

摩利支天^〇、愛染^〇、来臨影向、我

身内護持^〇垂^{エトシ}礼^ニ四方^一、諸神

勸請之呪印、内縛^{シテ}右頭指^ノ (14オ)

立^テ去^{セヨ}来^〇。

〔○〕ヲンアリナウミリタセンキリ

ハラタウンタラタソハカ (三反)

〔○〕御玉会護符^{ヲモ}書^{キシタ}認^{メヨ}。如^〇

此行^ク極位之呪印^{シテ}行^ヲ、我身

E2

即¹⁷神体^チ觀^{シテ}、隨^テ其^ノ祈禱^ニ可^レ入^ニ

祈念^一、

〔○〕御即位法位^〇三天合行^ノ法^{ナリ}也。福祈^一 (14ウ)

叶也。大黒天^〇、弁才天^〇、枳枳尼天^〇

〔○〕二手合掌^{シテマネク}招^ニ十方世界福智寿^一

官位所望^一。

〔○〕        

〔○〕梵籙印、同明^{三反}。右^上左^下。 (15オ)

〔○〕      

〔○〕      

〔○〕智劍印^{掌カ} 左上右頭指。

〔○〕      

(16) 『ナ』ウスレ／上ヨリナト訂正』

(17) 『以下別紙別筆、之ヨリ紙ウスタナル／天地ニハ筋目ノ代／
二筋界線ヲヒク』

(18) 『ナリトノ意カ』

ヘイ〔ア
ハン
ウム〕
ナム
ウン〔ソ
ハカ

F

爾時說陀羅尼曰、真言一切諸仏

為父母、一切衆生為成仏直道。

一切權現垂迹為
〔三〕納受
〔三〕法。一切草

木樹林皆悉為_{〔三〕}成仏_{〔三〕}事、依_{〔三〕}此法_{〔三〕}。

觸身、見眼者、皆權現、能德令
三 蒙

利生〔三〕 所以者何〔一〕 一切權現能垂

迹依〔三〕此法〔三〕、拔〔三〕三熱塵垢〔三〕。帰〔三〕寂光〔三〕

給故、爾時世尊欲重宣此義而說
(三)

偈言^{〔マ〕}
「^{〔二〕}」
(16才)

授職灌頂儀式

〔ナウ〕〔ホ〕
曩謨阿羅怛那多羅耶夜^{〔ナ〕}夜^{〔ナ〕}

(19) 『神道以下此ニ至ルマデニテ／一句切りトナル、／併シ一

筆／ニアラズ、記事モ／一貫セズ』

(20) 『以下別紙別筆』

發^{ハツ}哩^リ駄^タ野^ニ薩^サ哩^リ々々^ニ薩^サ羅^ラ々々^ニ

見羅々々唵修哩々々摩

訶修哩〔ク〕〔カ〕句〔ク〕〔カ〕

〔タ〕
人々薩多婆諦人々咭

「
(16ウ)

〔一〕一切權現依〔三〕此法〔三〕故、畢竟空寂〔二〕還歸〔三〕

|| 寂

光^{〔二〕}。若有衆生雖^{〔三〕}不信者^{〔二〕}、觸^{〔三〕}耳此法^{〔二〕}、

決定成仏。当墮（三）地獄（二）受（三）諸苦惱（二）。依（三）

此法
〔三〕須曳散失一切煩惱重葉障海、
〔サシツ〕
〔マツ〕〔シウ〕

誦此法者秘（決力）定往生。

〔○〕
智拳印

〔三〕縛日羅三曳々々記齡着札〔ハ〕〔サ〕〔ウ〕〔ニ〕〔レ〕〔シヤ〕〔ヅ〕

右帝王御即位之時、諸国之一宮」(17才)

被_レ行時、_モ於_二当社_一者神長奉_二此法

行^三。大祝殿御即位之時^モ奉^三授神長此

法也。穴堅々々、可秘々々。余社仁

不可授三。其依三心本三可授也。

②

G

〔〇〕⁽²²⁾極位大法⁽²³⁾

〔〇〕職位法門、口伝、合掌印毎日向朝日廿一返可誦

普門品云、〔〇〕慈眼視衆生、福聚海

無量、於⁽¹⁾法華經中⁽¹⁾在⁽¹⁾職位法^(シキイ)言^(ニユウハ)、

「(17ウ)

只此廿六行偈、於⁽¹⁾其中^(シメス)殊更以⁽¹⁾此⁽¹⁾

十字^(ヲ)為⁽¹⁾肝心^(シメス)示也。或云、釈迦牟尼⁽²⁴⁾

如來、周帝以⁽¹⁾漢語^(カンゴ)此十字示給。

三国相伝秘法、唯在^(タ)之⁽¹⁾。仍不⁽¹⁾可⁽¹⁾授^(サツ)

非機。不⁽¹⁾可⁽¹⁾外⁽¹⁾之⁽¹⁾。

〔21〕『以上「爾時」以下一マトマリノモノ一筆、一紙』

〔22〕『以下別紙別筆／筋界線／アリ』

〔23〕『コノ一行別筆ノ如シ』

〔24〕『ママ』（界線の乱れ…翻刻者）

〔〇〕国土安穩鎮護術^(チンコンシツ)

衡山

一心釈迦牟尼如來

靈山淨土

南岳^(ナンゴク)辰旦^(チンタン)

三国相伝職位大法也。

觀音

靈山淨土

「(18オ)

『大祝殿位付給時、奉⁽¹⁾授神長⁽¹⁾秘法是也。』

〔此外、⁽²⁵⁾』

殊秘蜜有四偈。余社人^(ニハ)悉不可授之。『(1)』⁽²⁶⁾

〔〇〕⁽²⁷⁾諸祈禱、出仕社下向畢。送諸神

タテマツル作法。右手^(ミデ)握頭指^(ト)

大母指^(シテ)爪ワツテ、頭^(ト)同トヲリニサ、

ケテ左手^(ヲ)三度低^(タレテ)、〔〇〕唵トタンバハク

ウンカ、ソハカ三反唱テ拍掌^(三度後ヲツ。三度後ヲツ。)

〔〇〕一、弊^(幣カ以下同じ)大事^(18ウ)

祈禱紙一帖、先三紙取^(テ)可置^(ヲク)。

是飢渴神祭也。弊^(ハシラ)ノ端切^(ハ)

〔25〕『ツギメ』

〔26〕『コノ二行別筆カ』

〔27〕『之ヨリ又々筆カハルカ』

此意也。

一、御弊之中ハ須弥山也。四垂^{（タレル）ハ}

四海也。又四州也、^ト習云々。

一、麻云事^{（マ）}ヌサトハ弊之異名

ナリ。麻串^{（マ）}劍也。一尺二寸不動

也。兩方引分時^{（マ）}胎金兩部^{（マ）}（19才）

也。初七^{（マ）}表天神七代。中五^{（マ）}

地神五代^{（マ）}形取。下三法^{（マ）}

報応之三身、又身口意、三

業、三密、三諦、三觀、戒定

惠也。天地人ノ三也。祓卷

姿^{（マ）}俱梨伽藍明王之直^{（マ）}体^{（マ）}

ナリ、万民戸口ノ右ノ脇^{（マ）}立、

兩部不二不動明王惡魔^{（マ）}（19ウ）

降伏之御体也。

神長満実相伝。

(28)

(28) 『以上二枚極位大法以／下一マトマリノモノ』

右⁽²⁹⁾

H 1

〔⁽³⁰⁾〕向^{（マ）}鳥居^{（マ）}印名如^{（マ）}常^{（マ）}、參^{（マ）}七度^{（マ）}次第。

逆廻ル、

初度^{（マ）}眼、行^{（マ）}弥勒之呪印^{（マ）}。

二度^{（マ）}耳、行^{（マ）}普賢之呪印^{（マ）}。

三度^{（マ）}鼻、行^{（マ）}文殊之呪印^{（マ）}。（20才）

四度^{（マ）}舌、行^{（マ）}觀音之呪印^{（マ）}。

五度^{（マ）}身、行^{（マ）}釈迦之呪印^{（マ）}。

六度^{（マ）}意、行^{（マ）}阿弥陀之呪印^{（マ）}。

彼之六根^{（マ）}罪咎、三世之六道^{（マ）}

修行^{（マ）}、行^{（マ）}手水^{（マ）}、我^{（マ）}身即^{（マ）}空^{（マ）}。

裏大日ナリト觀念^{（マ）}、沐浴ノ偈^{（マ）}

同。〔⁽³⁰⁾〕ハサラタトハン字ノ水ノ流^{（マ）}ヲハ、

(29) 『以下別筆』

(30) 『以下別紙別筆／縦ノ筋界線アリ』

〔3〕

我身〔クミ〕二汲〔ア〕テ〔ヒ〕丸〔ウ〕。上〔テン〕壇〔タシ〕エ

登〔ホ〕ル。向〔キヤウ〕。伽藍〔キヤラニ〕。呪印〔クワシツ〕、天地人〔ト〕三〔ツ〕打〔テ〕、

向〔コウ〕。正〔シヤウ〕面〔メン〕、護身法〔ゴシヤウホフ〕。行〔コウ〕。神道〔シントウ〕。同〔ドウ〕。和歌〔ワカ〕。

何〔ナニ〕。三反充〔サンハンシュウ〕、数珠〔シュスワ〕。モム内〔ウチノ〕所望〔ショウボウ〕

ヲ觀〔カミヤミ〕。三礼〔サンレイ〕。神前護摩道〔シモンゴマダウ〕

場〔シヤウ〕ナレハ、心玉垣〔シンギヤクニ〕之赤色ナル事〔コノアカイロナルコト〕、八

葉之蓮花〔ハツレンゲ〕表〔オモテ〕。荒垣我等〔アラカキガレタガレ〕カ

表〔オモテ〕。折骨〔セツボネ〕。四重曼陀羅〔シユエマントラ〕社頭〔シャトウ〕」(21オ)

見エタリ。

神樂之大事〔カミヤシノオホコト〕。先護身法〔サキゴシヤウホフ〕如常〔ニギサマ〕。

次〔ツギ〕向社〔コウシャ〕反〔サカサマ〕。外吾古印〔ガイゴキウイン〕ニテ

次内吾古印〔ツギウチゴキウイン〕

次内吾古印〔ツギウチゴキウイン〕ニテア〔ニテア〕字〔ジ〕法身〔ホフシヤウ〕、神〔カミ〕子〔コ〕、

次内吾古印〔ツギウチゴキウイン〕ニテア〔ニテア〕字〔ジ〕報身〔ホウシヤウ〕千盤〔センパン〕着〔キツケル〕、

次内吾古印〔ツギウチゴキウイン〕ニテア〔ニテア〕字〔ジ〕心身〔シンシヤウ〕鈴〔スズ〕持〔テ〕、

大〔オホ〕、三〔サン〕大〔オホ〕、少〔コトナリ〕三〔サン〕大〔オホ〕。ネソワカ

〔一〕一、神祇之大事

向鳥居〔コウトリイ〕」(21ウ)

三面宝珠印

〔二〕丸字門ト觀ス 三返

向鏡

五古印

〔三〕丸字觀 三返

向正面

八葉印

〔四〕丸字觀 三返」(22オ)

〔五〕南無本覺法身本有如來自性

心壇内護摩道場 三返。

次詠和歌云、

〔六〕知〔チ〕和〔ハ〕野〔ヤ〕布〔フ〕留〔ル〕和〔ハ〕何〔カ〕古〔コ〕々〔ハ〕露〔ロ〕与〔ヨリ〕利〔リ〕

須〔スル〕留〔ル〕和〔ハ〕坐〔サ〕於〔ヲ〕以〔イ〕豆〔ツレ〕礼〔レノ〕可〔カ〕美〔ミ〕賀〔カ〕

与〔ヨソニ〕曾〔ミルヘキ〕你〔ニ〕美〔ミルヘキ〕留〔ルヘキ〕辺〔ヘキ〕幾〔キ〕 三返

而後三拜ス。

H 2

右、前宮称宜抱草木トモニ拵。』(22ウ)

磯并八劍権祝抱、右同断。

十三社内御殿神長抱、右

同断。

I

〔34〕
〔○〕
天戸アマトハラ祓ハラヘ天津神出アマツカミ給テ一仏成道イツブツドウ

印観念。



(35)

〔○〕
浄御目キヨミ見玉ミタマへ 観見法カンケンホフ界。
印観念 浄三業之印 (23オ)

(32) 『以下別紙別筆』

(33) 『片カナ三字右方ノ紙ニ認メラレ／タルニヨリテモ継紙ノ
後ニ記サレ／シヲ明カニセラル』

(34) 『以下一行ゴトニ／筋界線ヲ引ク／別筆』

(35) 『○囲ノ中ハ張紙ニ認ム、／「一仏成道」ノ／仏ノ字ノ辺
「イ」カスカニ張紙ヲ／通シテ見ユ』〔○〕
山川本草皆々本ノ神形ヤマカハキクサミナモトノカミカタチ也。草木国土悉皆成仏サウモクコフツシツタイシヤワツ

印観念 丸字印。

〔○〕
唵タラク 神 内証 真言、

祓、是 生 丸 力 弘法大師作之玉。

〔○〕
再拜々々ト 敬テ白。高天

原 神留 御座、吾 皇 御

孫 尊 宣命 以、八百万神達 (23ウ)

神集 アツメ、神合 ツトイ

給テ、〔名〕罪ト云 罪、答ト云 答

ヲ祓 退、七難即滅、七福

即生、寿福長生、身心安楽

在口伝身ノ望ヲ入ヘシ、心中所願、

皆令満足ト恐 恐 申。

早鹿ノ角耳ヲ振立テ、

聞 召ト申 再拜々々 在口伝。 (24オ)

当座ノ事ヲ入 観念スヘシ。

ノコトシ、白掌二（26オ）

○キヨクイサキヨキモノハカリ

ソメニモケカル、コトナシ。白掌二

○コトハヲトキテモエヘカラス、ミナ

タネヨリモナルコノミノタマエ

ハ。白掌二

白衆等各念

此之清浄 偈

○諸法如影像、（26ウ）

清浄無皆永

スハスハ

○鳥居ハ丸字文ナリ、我等

カ生死之出入ナリ。

一、四之御柱 四無量観

慈無量観 悲無量観

喜無量観 捨無量観

○慈者、六道四生一切有情（27オ）

如来蔵如 衆生 慈 事 父 一字。

○悲者 六道四生一切有情 如来

蔵身口意 備 三密、悲 衆

生 如 母 一子 思。

○喜者 六道四生、一切有情、皆

如来蔵 備 三種、身口意三

密 無 雖 非 一切諸法 事 喜

（27ウ）

云。

○捨者 一切諸菩薩、成就

所作已 弁事 也。

如 是我 成仏 以 来、久 遠 寿

命 無 量。阿 僧 儀 劫 常 住

不滅。

（41）（42）

（40）『ツギメ』

（41）『以上タテニ筋目界線アリ』

（42）『ツギメ』

J

〔43〕慈者將漁^{カリスナトリニモトムルニエヲ} 覓^{スルニセキシヲコトシ} 贊事^{スルカ}、父之雪中^{メント}」(28才)

之寒^{スルニセキシヲコトシ} 赤子^{ヲカリ} 如^{シテニクルハ} 欲^{スルハ} 求^{メント}。

〔○〕悲者贊^{ヲカリ} 狩出^{シテニクルハ} 逃^{スルハ} 欲^{メント} 留^{メント}、母之

赤子之臨淵^{ノソミ} 走^ニ 欲^{ラルカ} 留^{メント} 如^シ。

〔○〕喜者贊^ヲ 狩執^{リトルハ}、父母之幼兒^{ヨウシ}ヲ

抱得^{イタキ} 喜^{テヨロコビ} 滿足^{スルカ} 如^シ。

〔○〕捨者彼之贊^{ヲクグニリ} 供具^ヲ 奉^ハ、又人

中宿^{ニヤトシ} 一物無^モ 免^{クシテマスカレ} 輪廻^{リンエ}之

業^{ヲタルヲ} 不生不滅^{ト云}」(28ウ)

〔○〕御柏^{トモウスハ} 言^ハ、片柏^ハ 表^ハ 四無量^ヲ。

諸柏^{トモフスハ} 言^ハ 表^ハ 二八解脫^{ゲダツヲ}。

御手弊^{バンテクラニ} 用^ル 楊柳^{ヤウリウ} 觀^ク

音之衆生之被^{ラレセメ} 責^{クニ} 罪苦^{キネツシ}、飢熱^{ケネツシ}

、以^テ 楊柳^{ヤウリウ} 澣^{キカシ} 甘露^{カンロヲ}、表^ハ 救^{ススクウヲ} 獄^{コク}

苦^{クラ}。現世^{ケンセニハ} 草木^ニ 令^{シテエサ} 得^{ウロヲ} 雨露^{ウロヲ}、草

本國土^{シツカ} 悉皆成仏之^{コトワリ} 理也。

九束之御手弊^{ワサハイニ}、表九曜^{テカワル} 萬民^ノ。又^ハ 耕作^{カウサツ}

之災^{ワサハイニ} 立^テ 替^カ 祭^サ 儀也。

〔○〕四度之御狩^ト 申事^ト」(29才)

五月会^ト 御佐久田

御射山^ト 闕庵

是慈悲喜捨、內証四無量願也。

〔○〕御左口神^{コシニ} 望^ハ 串^{ハライ}、丸^ヲ 字^ハ 祓^ハ 卷^テ、

右腰^{コシニ} 指^ハ タルハ俱梨伽藍明王之^ハ

直^{チキ}之体ナリ。両部不二不動明

王惡魔降伏之御体也。」(29ウ)

〔○〕御精進家者胎藏界形也。御

左口神^{タケハ}之御長^ハ 七寸五分仁モ、

母体内^ニ 有^ハ 時^ハ 長七寸五分アリ。

御左宮神^ヲ 降^{シテ} 伏^{シテ} 踏^ミ 静^{シメ}、豐葦原國之^{トヨアシ}

或主^{アルシト} 成玉^シ 体^{ナリ}。天神七代最

(43) 『以下別紙別筆／縦二筋目界／線アリ』

(44)

初天^{（アミツヤ）}祖國常立尊、陽神陰
神成此國生^{（ミ）}玉^{（シカハ）}、イカキハ葦
原國之跡也。

(45)

「(30才)」

K

一、御左口神^{（46）}、タケ七寸五分。

一、御左口神付申時^{（46）}作法

四方礼^{（46）}、左右手^{（46）}

内縛^{（46）}右頭指立^{（46）}、

去来^{（46）}、南無甘^{（46）}御左口神、

来臨影向^{（46）}護持^{（46）}タレ

玉^{（46）}。三反。

ランアリナウミリダセン

(44) 『ツギメ』

(45) 『以上縦ニ筋目界線アリ／ツギメ』

(46) 『以下別紙別筆、紙ウスレ、界線見エズ／コノ半枚及／次
ノ半反ハ／別筆ト見ユ』

キリハラダウンタラソワカ^{（三反）}。「(30ウ)」

一、御左口神上申時^{（47）}作法

左手^{（47）}外ムケテタレクタシテ、

右手^{（47）}拳ナシテ頭指^{（47）}

以^{（47）}大指爪^{（47）}甲^{（47）}ヲシテ、頭^{（47）}

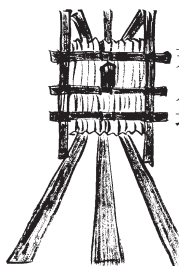
ヒトシクシテ、

ラントダハバクウンカカソワカ^{（三反）}。「(31才)」

(47)

L

天人地



(47) 『以下別紙別筆、縦界線アリ／ツギメ』

上梵上正、中梵中正、下品下正、三壇九品表

両端長〔ナカキ〕ハ不二体御柱ナリ。胎金之

兩部也。左_二御手弊指、陽。右_二御

柏指、陰。

御柏八^ハ八嶋^ヲ表、又^ハ八解脱^ヲ表^ス。」(31ウ)

又御誕生之時、柏ニテ新ナメシ玉イシ

カハ、其嘉例^カトモ申^ス。又^ハ衆生之願^ヲ

満ツノ 柏、伊勢ニモ 此柏儀アルヘシ。

御手弊之事ハニ前見エタリ

御左口神付ケ申時、
簸ミヲ用事ル

仏神モ生レテコソ我身之内カニ

成儀也。

サ
ウ
リ
ウ⁽⁴⁸⁾

(48) 『コノトロロマデ縦ノ筋界線ヲ施セリ』

(49) 以下別紙別筆、縦ノ筋界線アリ』

M

49

於鷄冠大明神々前
当社大祝殿代々位着給作法

先護身法。」(32才)

一、鳥居大事、三面宝珠印^{三〇}字門觀^反。

一鳥居ウンタ、ナソワカ多陀那三反、過去鳥居也。

二鳥居ノ波留那伽耶ハルナキヤ三反、現在鳥居也。

三鳥居マナシキヤヲ末那識耶ミナシキヤサ三反、未来鳥居也。

一、向鏡五古印、字觀。

一、神樂外五古印、内五古印、有口伝。

凡飛飛飛凡凡字法身之神子、

凡^{キリク}字報身千盤着、
 𠂔^{ウシ}字𠂔身之」(32ウ)

持鈴、大三大少三大^{アウンソワカ}永^{ソワカ}成^カ

一、向正面、八葉印、ウシ糸字觀三反。

南無本覺法身本有如來自性

心壇内護摩道場 三反。

次詠哥云、

知和野布留和何古々露与利須留

ワサ ヲイ ツレノ カミカヨ ソニミレヘキ
和坐於以豆礼能可美賀与曾你美留迦幾

而後三拜 次天戸祓^{有他本}」(33才)

普天率土大小之諸神、殊者諏方

両社十三所、上中下廿御左口神之

王子部類眷属九万八千五百七十二

神軍神、来臨影向、我身内護持垂給

礼四方。

一、諸神勸請之咒印^{内縛右頭指立去来}

ウシ アリ ナワ ミリ タ セン キリ ハ ラ タ ウシ
阿利那美利陀全切波羅多咩

陀羅駄^{三反}」(33ウ)

一、御即位法位大事^{合掌印}

南無十方世界福智寿官位所望^{三反}

ウシ キリ ク ヤ タ キ ニ テ イ エ ウ シ ツ チ
ウシ 飛 代 良 尼 ン ヲ 飛 代 良 尼

カン マム ソワ カ
カニ ヲ 飛 代 良 尼

一、梵篋印同明^{右上左上}

ヲシ ア ハム ウシ キリ ク ヤ タ ウシ ソワ カ
ヲシ 飛 代 良 尼 飛 代 良 尼

ヲシ マタ キ ニ ア ハン ウシ ソワ カ
ヲシ 飛 代 良 尼 飛 代 良 尼

一、智劍印^{（第4）}」(34才)

ヲシ ソワ カ マタ ヤ コ、ヘイ ア ハム
ヲシ 飛 代 良 尼 飛 代 良 尼

ウシ タン ウシ ソワ カ
ヲシ 飛 代 良 尼

爾時說陀羅尼曰、真言一切諸仏為

父母、一切衆生為成仏直道。一切權

現垂迹為納受法。一切草木樹林

皆悉為成仏事、依此法触身

見眼者、皆權現、能聽令蒙利生所以

(50)

者何、一切權現能垂迹、依此法祓三」(34ウ)

熱塵垢、帰寂光給故、爾時世尊

欲重宣此義而說偈言。

一、授職灌頂

ナウ ホ ア ラ タ ナ ヲ ク ラ ヤ ヤ ヲ
曩謨阿羅怛那多羅耶夜

ケシ ウシ ハリ タ ヤ サリ
夜 飛 発 哩 駄 野 薩 哩 々 々 薩

ウシ ウシ ケン ラ
羅 々 々 飛 飛 見 羅 々 々 唵 修 哩 々 々

マカ シュ リ ア ヒ ラ ウ ケン カ
摩訶修哩 飛 飛 飛 飛 句 不

シヤ
不 々 々 薩 多 婆 諦 不 不 咍

(50) 『ツギメ』

「^{ソワ}び^{三反}」(35才)

一切權現依此法故、畢竟空寂還

歸寂光。若有衆生雖不信者、觸

耳此法、決定成仏。当墮地獄受諸

苦惱、依此法須臾散失一切煩惱

重業障海、誦此法者^(決カ)秘定往生。

一、智拳印

「^{フン}縛^ハ日羅^サ三^サ曳^{サン}々々^エ記^キ齡^{レイ}着^{キヤク}礼^{レイ}々々^{ソワ}」(35ウ)

一、職位法門有口伝^{聖德太子日本面伝之}(35ウ)

靈山淨土於^テ法華經^ノ中^ニ在^リ職位^ノ法

言、只此^ノ廿六行偈、於^テ其^ノ中^ニ殊更^テ以此^ヲ

十字^ヲ為^ス肝心^ト示也。或云、釈迦牟尼如来、

周帝^ヲ以^テ漢語^ヲ此十字^ヲ示^シ給^フ。三国相伝

之秘法唯在^リ之^ニ、仍不可^{カラ}授^ク非^ハ機^ニ。

合掌印

慈眼視衆生 福聚海無量^{七反}」(36才)

大祝殿御即位之時、奉授^ニ神長家^ノ

此秘法也。可秘^ニ云々。余社仁者不可授

悉。但依其心本可授。

一、觸穢之大事

諏方參詣七種秘印

先智拳印 次五骷印

次無所不至印 次弁珠印^{宝イ本}」(36ウ)

次施無畏印 次八葉印

次重智拳印<sup>良言ハ七種共ニ光明良言ヲ
三漏冠可キ満ツ也。可秘云々。</sup>

秘藏々々深秘之習在^ニ之。

權現法衆秘決灌頂口決云、權現者

明神也。^{ハム}字^{ナリ}恵^{ナリ}。衆生^ト者^{ナリ}字^{ナリ}、

定恵不二性徳、仏与修得^ノ、仏一体也。

本来胎金両部合行^ス。衆生与^ト

神明一如平等^{ナルカ}。故^ニ、死人^ヲ葬送^{シテ}

垂迹^ノ明神^ノ御前^ニ詣^{スルモ}。無失^{シツ}、和光[」](37才)

同塵^ハ不生不滅^{アル}字^ノ体^{ナル}故^ニ、死人^ヲ

葬送^{スルハ}則^チ明神^ヲ奉^ラ莊嚴^シ也。和光

同塵^ノ衆生^ヲ化度^シ給^フ事^ハ一切衆生

定恵不二也。明神^{モアハムノ} ^ニ真合^シ

全^ク 垂迹^シ給^フ也。仍^テ死人^ヲ 葬送^{スレハ} 垂迹

明神本不生^ニ 住給^フ也。一国土為^ニ化

度^ノ 縁^ニ ^{アハムノ} 二字^ニ 成^{トル}。我死人^ヲ

葬送^{ニハ} 成^ニ ^{テウシ} 二字^ニ 葬送^{スル} 也。爾^{レハ}」(37ウ)

死人葬^ヲ 垂迹^ヲ 御宝前^ニ 参詣^ノ 時、

法塔婆^ヲ 印^ヲ 可^キ 結也。死人与明

神一体^ニ 成^ニ 自受法楽^ト 一也。故^ニ 彼

印^ヲ 結^テ ^{ハント} ^シ 可^ル 誦。定恵不二

故死人^モ 恵也。 ^ア 字^ニ 不生也。又明神^モ

字^{ナリ}。共^ニ 理也。彼^ハ 理行者^ハ 智也。本

来理智不二也。焼^ハ 天神^{スレハ}、埋^ハ 地神也。

垂迹^ア 字也。依一体自受法楽

也。哀哉、是不知^ラ 自心^ヲ 構^テ 他^ヲ 受苦^ヲ。」(38オ)

是悟者^ニ 頸^ニ 上^ノ 菩提心^ニ 台^ニ 住^云。

可^云 秘^云、可^云 愼^云、切紙^{ナリ}。

一、和光法楽観念

和光同塵^ハ 八相成道^{メニ} 為^{サンカ} 照^サ 暗迷^ヲ、

衆生^ニ 応同給^日、一切垢穢^{クエ} 不^レ 淨^ヲ

簡給^{エラヒ}也。雖然^{リト} 此^ノ 法甚奧^ヲ 知^{テハ} 何^ソ

不^レ 淨^ヲ 為^穢、我^{イマシ} 乃至女^ヲ 犯^{カミ} 當時

詣^ニ 不^レ 苦^{シカラ}。其^ノ 故^ハ 於^ニ 權現^ニ、必^ス 三熱^ノ」(38ウ)

苦座^ニ。彼^ノ 苦^ヲ ^ヲ ^ラ ^ン ^ク 唱^テ、彼智火^ヲ

以^テ 燒^{クト} 觀念^{セヨ}。次^{ニハ} ^ン 字^ノ 智水^ヲ

唱^テ 彼^ノ 垢穢^{クエ} 不^レ 淨^ヲ 欲^ハ 洗^ハ 三重^ニ。

字^ヲ 唱^テ 一切不^レ 淨者^{ス、ノヨリ} 浴

清淨^{ニシテ}、浴^{ヲモヘ} 分段^ノ 塵^ヲ 払^フ。万觀念^ス。

次^ニ 五^ノ 大^ノ 六^ノ 大有^ヲ 樣^ヲ 現^{スト} 二^ニ 五^ノ 智種子^ニ 一^ニ

可^シ 思^ウ。

問^テ 曰^ク、何^ト 云^{ナリ} 義^ヲ 耶^{ナリ}」(39オ)

答^ハ、此^ハ 我等^カ 身中^ニ 八^ノ 葉^ノ 肉段^{ニククン} 御

座^ス。性德^ノ 応身^ノ、八相成道^ノ 八相尊^ト

顯^{アラハレ}、彼德^ノ 二^ノ 仏契^{カイ} 當^{シテ} 一切衆生^ノ、不^レ

成^ハ 仏^ノ 由^ヲ 撰^{ヲセシメ} 顯^{シテ}、或^ハ 所意^ニ 所顯^シ

或^ハ 道路^ニ 神^ト 云^フ。一切衆生^ニ 緣^ニ 結^ヒ

給^フ。一段緣起^{ギンテ} 令^ハ 成^ニ 道義^ヲ 礼也。

此両部大日、行者、心中入本有常住、

可加持儀也。故道路神一切也。」(39ウ)

道辻立給、彼風当草木一切

男女見、誹々者、縁結皆成仏、

道旨為断、如此成給也。如何。

宝前男女壞為深旨知和光

同塵利生当时蒙也。此旨

不信人全不可伝、穴賢云々。

右任此書不可墮惡見。存法

意能々可秘見。右此大事不可

「(40オ)

他見。若他見者忽蒙当社罰、

永惡道墮不可有出離期。最

極大事也。若他見者永可墮

無間也。云。

右帝王御即位之時、諸国

一宮而被行時、於当社者為

神長役奉行此法也。穴賢云。」(40ウ)

可秘々々云、

当社明神、雄略天皇御代、

信濃国諏方郡垂跡、大銅元年

御衣表祝有員分身給。已来

代々祝殿別儀古記候。是者

近年記大祝殿位立給代々事。

可秘々々、

N

〔〇〕御玉会ト申限⁽⁵⁴⁾当社⁽⁵¹⁾。切作⁽⁵²⁾

法之事、行⁽⁵³⁾護身法、行⁽⁵⁴⁾神道、

普天率土之大小之諸神、

〔51〕「以上タテ筋目界線アリ」

〔52〕「次ニ空行ニ行アリテ別紙」

〔53〕「以下別紙別筆」

〔54〕「前者ニ同シク縦ノ／筋界線アリ」

「(41オ)

諏方両社廿之御左口神九

万八千之軍神 勸請、呪

印行、貪瞋痴ト三刀ニ

切。壽命長遠成就七福。

〔貪〕、慈眼視衆生、福聚海無量。〔41ウ〕

〔瞋〕、臨兵闘者皆陣烈在前行。

〔痴〕、庵謝陀慶羅吠ソハカ。一切惡

事、皆悉消除、心中所願皆令満足

急々如律令。



御玉会 十二因縁、

〔爾〕時大〔通〕智〔勝〕如〔來〕、受十〔

方〕諸〔梵〕天〔王〕及十〔六〕王〔子〕請、

即〔時〕三〔轉〕。十〔二〕行〔法〕輪。若

〔沙〕〔42オ〕

門〔婆〕羅〔門〕、若 天〔魔〕梵及 余

世間 所 不 能 轉。謂

是 苦 是

苦〔集〕 是苦〔滅〕道。及 広説十

二〔因〕縁〔法〕、無〔明〕縁〔行〕、行〔縁〕

識

識〔縁〕名〔色〕。名〔色〕縁〔六〕入、

〔六〕入

縁〔觸〕、觸〔縁〕受。受〔縁〕愛。

〔愛〕縁

〔取〕、取〔縁〕有、有〔縁〕生、生〔縁〕

〔縁〕老〔死〕

〔憂〕悲〔苦〕惱。無〔明〕滅 則 行

〔滅〕。行〔42ウ〕

〔滅〕 則 識〔滅〕。識〔滅〕 則 名〔色〕

〔滅〕。名

色〔滅〕 則 六〔入〕滅。六入滅 則 觸

〔滅〕。

觸〔滅〕 則 受〔滅〕。受〔滅〕 則 愛

〔滅〕。愛

滅 則 生滅。生滅 則 老〔死〕憂〔悲〕

苦^{〔ス〕}惱^{〔ス〕}滅^{〔ス〕}。 仏^{〔テ〕}於^{〔ニ〕}天^{〔トキマフ〕}人^{〔ニ〕}大^{〔ニ〕}衆^{〔ニ〕}之^{〔ニ〕}中^{〔ニ〕}說^{〔ス〕}
 是^{〔コノ〕}法^{〔ヲ〕}時^{〔キ〕}、六^{〔リ〕}百^{〔リ〕}萬^{〔リ〕}億^{〔リ〕}那^{〔リ〕}由^{〔リ〕}佗^{〔リ〕}人^{〔リ〕}
 以^{〔テ〕}受^{〔ルヲ〕}一^{〔ニ〕}切^{〔ニ〕}法^{〔ヲ〕}、故^{〔ニ〕}而^{〔ニ〕}於^{〔ニ〕}諸^{〔ニ〕}漏^{〔ニ〕}
 心^{〔ニ〕}得^{〔タリ〕}。 皆^{〔ニ〕}得^{〔テ〕}深^{〔ニ〕}妙^{〔ニ〕}禪^{〔ニ〕}定^{〔ニ〕}三^{〔ニ〕}明^{〔ニ〕}六^{〔ニ〕}解^{〔ニ〕}脫^{〔ニ〕}。

(43オ)

通^{〔ヲ〕}具^{〔セリ〕}八^{〔ニ〕}解^{〔ニ〕}脫^{〔ニ〕}、

友^{〔トセニ〕}二^{〔ニ〕}仏^{〔ニ〕}神^{〔ニ〕}有^{〔ニ〕}二^{〔ニ〕}種^{〔ニ〕}。
一^{〔ニ〕}部^{〔ニ〕}行^{〔ニ〕}獨^{〔ニ〕}覺^{〔ニ〕}。
 二^{〔ニ〕}麟^{〔ニ〕}喚^{〔ニ〕}獨^{〔ニ〕}覺^{〔ニ〕}。

〔〇〕 觀^{〔ニ〕}十二^{〔ニ〕}因^{〔ニ〕}緣^{〔ニ〕} 一^{〔ニ〕}無^{〔ニ〕}明^{〔ニ〕}
 過去^{〔ニ〕}二^{〔ニ〕}因^{〔ニ〕}

二^{〔ニ〕}行^{〔ニ〕} 三^{〔ニ〕}識^{〔ニ〕} 四^{〔ニ〕}名^{〔ニ〕}色^{〔ニ〕}
 五^{〔ニ〕}六^{〔ニ〕}入^{〔ニ〕}現^{〔ニ〕}在^{〔ニ〕}之^{〔ニ〕}五^{〔ニ〕}果^{〔ニ〕} (43ウ)
 六^{〔ニ〕}觸^{〔ニ〕}

(55) 『以下別筆』

七^{〔ニ〕}受^{〔ニ〕} 八^{〔ニ〕}愛^{〔ニ〕} 九^{〔ニ〕}取^{〔ニ〕} 十^{〔ニ〕}有^{〔ニ〕} 十一^{〔ニ〕}生^{〔ニ〕} 十二^{〔ニ〕}老^{〔ニ〕}死^{〔ニ〕}
 現在^{〔ニ〕}三^{〔ニ〕}因^{〔ニ〕}

(44オ)



〔〇〕 開^{〔ヒラクトキニハ〕}則^{〔ニ〕}宝^{〔ニ〕}珠^{〔ニ〕}之^{〔ニ〕}形^{〔ニ〕}。 弁^{〔カタクナリ〕}才^{〔ニ〕}天^{〔ニ〕}已^{〔ニ〕}

亥^{〔イ〕}之^{〔ニ〕}字^{〔ニ〕}賀^{〔ウカシ〕}神^{〔ニ〕}ナリ。

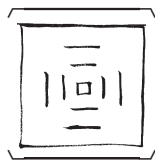
六^{〔ハ〕}根^{〔ニ〕} 眼^{〔ケシ〕}耳^{〔ニ〕}鼻^{〔ニ〕}舌^{〔ニ〕}身^{〔ニ〕}意^{〔ニ〕}現^{〔ニ〕}。

是^{〔ハ〕}一^{〔ニ〕}度^{〔ニ〕}拜^{〔スレハ〕} 六^{〔リ〕}根^{〔ニ〕}輪^{〔ニ〕}廻^{〔ニ〕}之^{〔ニ〕}

業^{〔カウヲマス〕}免^{〔ニ〕}。 無^{〔シユ〕}數^{〔ニ〕}億^{〔ニ〕}劫^{〔ニ〕}之^{〔ニ〕}罪^{〔ニ〕}ヲ (44ウ)

消^{〔セウメツ〕}滅^{〔ス〕}。

(56) 『コノ間二行半アリ』



一紙^ニヒラクトキニハ三四十二因縁是ナリ。

○千鹿頭ノキタノハヤシノス、ムシハく

ヤチヨノコエテツネニタイセヌ

○千鹿頭ノ明神シヤウシウレシトラホス

ランくユキタ、イマノ花ノキヨメヨ」(45才)

○一、当社之大事

口云諸神本地者皆愛染王也。

種子皆^カ字。諸神通使者皆

為是^カ字之字体ノ^カ字ノ形

也。諸神通變形皆蛇也。是亦

^カ字ノ字ノ体ノ^カ字ヲ^{ノヘタル}殿形也。

謂^カ此形也。愛染王夫^{ノノカン}字ノ質也。

可思^ニ。凡於諸社有三種印^ニ。先」(45ウ)

鳥居^ノ形是^カ字形也。是表^ニ胎藏

界^ニ。將入^{マサニ}鳥居^ニ時、結誦^ニ印明^ニ。

塔印^ノ

開^ニ、明^カ丸^ニ、次御殿^ニ外面^ニ所題^ニ

神鏡^ハ、則表^ニ金剛界^ニ。向神鏡^ニ結誦^ニ

印明^ニ。印外五古印明^ニ丸^ニ。^{是金剛界也}

次御殿惣体^ハ表^ニ心形^ニ。故

皆赤色也。觀^ニ御殿神体^ニ可^レ結^ニ誦

印明^ニ。印八葉印、中^ヲ想有^カ字^ニ。

八葉印^ハ即衆生身中^ノ心^ニ、(46才)

八葉内^{内カ}団也。赤識也。^カ字是^カ

心中ノ^ケ心也。誠大種子也。即

是諸神種子也。故經云、常於自心

中、觀一^{シヤウモン}聲文諸神本地、皆^ヲ

代也。可思^カ令^{ムモツトモ}最^セ秘^ニ云々、次如是觀想

習云。前書^{唯カ}惟^ニ可為^レ拜見、及外見者、

三世諸神之明^{マカリ}爵現來供可退

蒙者也。」(46ウ)

(57)

(58) 一諸社口決

鳥居丸字者、我等出胎ノ

初秘密也。

謂初生、時、手開丸鳴也。
ユハク、ヲヒラク、トナク聽開丸字ノ形也。円鏡者、
ヤカテ、エンケイ最初伽藍、体也。義尽丸
シヤク

字法界種、相形如円塔、初別

俱所歸、只根本惣持、円塔
ニ

也。諸尊心月○又一字頂輪、(47オ)

御体也。一々社頭所表、不出、

我等生死、命終、初生所
ヲ、シテモ誦丸歸也。最初誦最後、々
ル、カエル々歸最初、生死不二道理、宛
□ (然カ)トシテ如白日。敢不可疑深秘也。
アエテ能々可思校一者也。
キシキヨウ

(57) 『コノ間一行アキ』

(58) 『以下別筆』

(59)

(60) 神長満
□ (61)

『昭和十二年二月廿四日夜一校了』

廿五日再校了』

(47ウ)

(59) 『以上縦筋界線アリ／巻軸ナシ』

(60) 『以下別筆』

(61) 『実トヨマル』